

庄内広域水道企業団企業管理規程第13号

庄内広域水道企業団給水装置の構造及び材質の基準の実施に関する規程を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団
企業長 佐藤 聡

庄内広域水道企業団給水装置の構造及び材質の基準の実施に関する規程
(趣旨)

第1条 この規程は、庄内広域水道企業団給水条例（令和8年庄内広域水道企業団条例第30号）第10条の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事の設計範囲)

第2条 給水装置工事の設計は、直接給水するものは給水栓まで、受水タンクを設けるものは、受水タンクの流入口までとする。

(給水管の口径)

第3条 給水管の口径は、その用途別使用水量と同時使用率等を考慮して定め、使用水量に比し著しく過大であってはならない。

2 給水管の口径は、分岐しようとする配水管の口径より大であってはならない。

3 給水管は、配水管の計画最低水圧時においても、その所要水量を供給できるだけの口径を有するものでなければならない。

(給水管の布設)

第4条 給水管は、道路の端までは原則として配水管にほぼ直角となるよう埋設しなければならない。

2 給水管の埋設深さは、道路内は道路管理者の指示する深さ、宅地内は40センチメートル以上を標準としなければならない。

(給水管の保護)

第5条 給水管の保護は、次によらなければならない。

(1) 開きよを横断する部分は、原則として開きよの下に配管し、横架するときは、管の折損等のおそれがないよう保護管（鋼管をいう。以下同じ。）に入れ、かつ、高水位以上の高さとする。

(2) 地上立上り部分等凍結のおそれのある箇所については、給水管に保温材で防寒装置を施すこと。

(3) 軌道下を横断するときは、必要に応じて保護管に入れて埋設すること。

(4) 電しよくのおそれのある箇所に金属性の給水管を布設するときは、電しよく防止上適切な措置を施すこと。

(給水管の分岐)

第6条 配水管からの給水管の分岐は、口径350ミリメートル以下の配水管からに限る

ものとし、その際は、口径75ミリメートル以上の給水管にあつてはT字管を、口径75ミリメートル未満の給水管にあつてはサドル付分水栓を使用しなければならない。ただし、企業長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 サドル付分水栓は、異形管に取り付けてはならない。

(止水栓又は制水弁の設置)

第7条 給水装置には、止水栓又は制水弁を設けなければならない。

2 前項に規定する止水栓及び制水弁は、給水管分岐部分に最も近い敷地内の屋外に設置しなければならない。

(不凍装置)

第8条 給水管を布設するときは、凍結を防止するため、不凍装置を設けなければならない。ただし、企業長が認めるものについては、この限りでない。

(きょう類)

第9条 止水栓及び制水弁を地中に埋設するときは、企業長の指定する鑄鉄製又は強化樹脂製のきょうに入れなければならない。

(その他の要件)

第10条 給水装置は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

(1) 給水装置には、過大な水衝作用を生じやすい用具、機械等を直結しないこと。

(2) 給水管は、当該給水装置以外の水管その他汚染の原因となるおそれのある管と直結しないこと。

(3) 受水タンク、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する場合は流入口を落とし込みとし、満水面から流入管の管径以上の間隔を保持すること。

(4) 洗じょう弁又は便器を使用するときは、完全な逆流防止装置を設けること。

(5) 給水管中に空気の停滞を生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けること。

(6) 給水装置の末端には、停滞水を生じないように考慮すること。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。